

いのちのとりで裁判（生活保護基準引下げ訴訟）最高裁判決に関する声明

令和7年6月27日、最高裁判所第三小法廷は、平成25年以降に行われた前例のない大幅な生活保護基準の引下げについて、生存権を保障した憲法第25条に反することを理由に、保護変更決定処分は違法であるとして、各処分の取り消しを認める画期的な判決を言い渡しました。

本協会は、メンタルヘルス課題を抱えた障がい者や高齢者等の生活支援に携わる専門職団体として、傍聴への呼びかけや署名活動に参加するなど、この裁判の一連の過程を注視してきました。国家賠償請求については認められなかったものの、法による正義を実現した本判決を高く評価します。

原告の皆さんの10年以上にわたる長い戦いの間に、どれだけの困難があったか想像するに難くありません。特に大阪では、地裁で勝訴したにもかかわらず、高裁で敗訴し苦杯をなめました。どれほどの怒りや無念の思いを重ねられたらろうかと思えます。それでも屈することなく戦い続けた原告と支援団の皆さんに心からリスペクトし、今後判決を踏まえた早期全面解決の戦いに向けてもエールを送り続けたいと思えます。

しかし、勝訴のニュースが流れて以来、生保バッシング、差別的コメントがSNSにあふれています。そもそもこの引き下げには、当時の生保バッシングが背景にあるとも言われています。無責任で無神経な情報が拡散すれば、当事者を傷つけるだけではありません。生活保護という最後のセーフティーネットを貶めることによって、SOSを出すことをためらい、救いの必要なひとが正当な権利を享受することから遠ざけられてしまいます。「福祉の世話にだけはなりたくない」という時代錯誤の言葉が今も生き続け、令和の時代にSNSという媒体を通してより強化されることにソーシャルワーカーとして強い危機感を覚えます。不当な生活保護バッシングは新たな人権侵害につながります。人権擁護を存在の根拠とするソーシャルワーカーとして生活保護や福祉制度へのステイグマを解消するために様々な取り組みを展開していく必要を感じます。

また、生活保護利用者の多くは障がい者や高齢者等の社会的弱者です。生活保護基準が不安定かつ不透明な基準で容認されるならば、社会的弱者の切り捨てにつながりかねません。昨今の物価高騰や電気料金の値上がり等により、今の生活保護費では健康で文化的な生活どころか、いのちのリスクに直結する生活を強いられている生活保護利用者があることに目を向ける必要があります。

本協会は、社会的弱者と呼ばれる当事者の方々に寄り添い、社会的課題に目を向け、今後一層権利擁護の実践を展開していくことをここに表明いたします。

令和7年7月2日
大阪精神保健福祉士協会
会長 島田泰輔